

## 「ヘイトスピーチ Q & A」

### Q1 ヘイトスピーチって何？

**A1** ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、最近、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとしたりする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチと言われていています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たると言われています。

### Q2 ヘイトスピーチの何が問題なの？

**A2** このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。

### Q3 ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？

**A3** まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法（\*）にも、基本理念として書かれています。  
\* 正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年5月24日成立、同年6月3日施行）

YouTube法務省チャンネル(<https://www.youtube.com/watch?v=FHGw5w299A8>)で「ヘイトスピーチ、許さない。」を公開しておりますのでご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチによる被害、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの人権110番** ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの人権110番** ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権ホットライン** ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

**インターネット受付** インターネット人権相談

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

人権イメージキャラクター  
人権おもしろ君 人権おもしろちゃん